

平成25年5月22日

定款・規程類の改定等の概要

特定非営利活動法人
安全工学会

今総会において、定款及び定款細則の一部改定、会費規程の制定を審議いただきます。
その概要を以下まとめましたので、ご確認の上、総会への参加をお願い申し上げます。

(1) 定款改定の概要

改定点：

第1条：略称として「安全工学会又はJSSE」を明示

第2条：主たる事業所の住所を明確にする

(東京都中央区 → 東京都中央区日本橋茅場町三丁目五番二号 アロマビル6階)

第5条 事業の種類 における表現を簡略化、その他の事業関連を追加

(1) 研究発表会の開催等による安全工学に関する研究・教育事業

→ 安全工学に関する研究・教育事業

(2) 学会誌の発行等による安全工学に関する普及啓発事業

→ 安全工学に関する普及啓発事業

(6) その他目的を達成するために必要な事業(追加)

第6条 (会員) 種別の追加変更

・シニア会員 この法人の目的に賛同し活動に参加する65才以上で当該会員を希望する個人(新規追加)

・研究事業会員 本会が企画する研究事業に携わる個人及び団体(新規追加)

特定非営利活動促進法上の社員の明確化

・維持会員、賛助会員、普通会員、名誉会員を社員として明確化。学生会員、シニア会員、研究事業会員は社員ではなく、総会での決議権等はない。

第8条 入会金及び会費

これまで入会金・会費は総会で定めるとされていたが、理事会で決議できる様に変更。

(今回、規程を制定し、以後、理事会での決議で改定が可能とした。 別途会費規程参照)

第15条 (役員)の職務

・会長以外の理事は、法人代表でない旨明記

(平成24年より法改正で会長以外の登記が不要となった)

第5章 会議に関する項目を総会／理事会に分割表記(第4、5章)

第23条 総会の権能として、議決事項を具体的表示

第30条第3項 みなし総会項目を追記

社員全員の書面による同意の意思表示があれば総会決議があったと見なせる。

第52条 定款変更による認証事項、届け出事項の明確化

その他：基本的にはNPO法人定款ガイドラインに沿った記述とし、文章の表現方法の修正、文語の修正を実施。

以上

（２）定款細則の改定概要

改定点；

第 2.3 条 会費規程の議決を総会から理事会へ変更

（今回、会費規程を総会議決で制定し以後は、理事会決議で改定できるようにする。）

第 4.1 条 2 項 常任理事会に関する規程を追加

常任理事会は、常任理事をもって構成し、理事会権限の会務での緊急事項の企画、調整、決定及び承認を行う

（この他常任理事会に関する規定の追加 4.2 条 4 項会議の招集、4.3 条 3 項招集の手続き、4.4 条 議長、4.5 開催と決議、 4.6 条主要議題）

第 6.7 条 常置委員会には複数の副委員長を置くことが出来ることとする。

第 9.4 条 学会賞受賞条件の緩和

玉置功労賞の受賞資格を 「会員個人」 から「活動歴のある個人」とする。

第 10.1 条 細則の改廃

細則の改定は「総会の決議」でなく、「理事会の決議」とする。

（３）会費規程の制定

新規制定；これまで、定款8条で総会の議決を経て定められた入会金・会費を納入するとされていたが、特に規程として定められていなかったので、改めて制定すると同時に、理事会で議決できる様にした。

規程上でのポイント

- ・会員種別を明記。新機種別（シニア会員、研究事業会員）を追加
- ・シニア会員の会費は4, 800円とするが、社員の議決権はなし。
- ・研究事業会員の会費・入会金は研究事業の内容によって定めるものとする。
- ・規程の変更は理事会で決議できるものとする。

以上